

告示

埼玉県告示第七百八十四号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所でなくなった。

令和元年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

病院及び診療所		撤回日
名称	所在地	
三浦病院	埼玉県富士見市下南畑三千百六十六番地	令和元年九月三十日
しらさきクリニック	埼玉県久喜市久喜新千百八十番地一	同右
医療法人社団豊栄会ほしあい眼科	埼玉県さいたま市緑区美園六丁目九番地十	令和元年十月三十一日
医療法人豊岡整形外科病院	埼玉県入間市豊岡一丁目八番三号	同右